

根上中だより

E-mail neagari-jhs@school.city.nomi.ishikawa.jp

HP <https://cms1.ishikawa-c.ed.jp/neagari/>

発行者 根上中学校校長 木下 浩明

〒929-0124 石川県能美市浜町ワ60

TEL 0761-55-0160

FAX 0761-55-0456

■学校再開して一週間が過ぎました・・・

今週の月曜日に学校が再開されて一週間が過ぎました。学校の本格的な活動は、まだできない中、マスクを着用し、手洗いうがいをきちんと行い、3密の状況を減らすように意識し、ソーシャル・ディスタンスを考えて・・・様々な場面で感染防止に努め、生徒も教職員も緊張の中の一週間でした。

「学校再開はどうですか？」と生徒に尋ねると、みんなで学習ができる喜び、学校給食を食べられるうれしさを感想で話す人がたくさんいました。

先生方に授業の様子を聞くと、「集中力が高く、学習意欲の高さを感じる場面が見られ、成長を感じる。うれしい。」「素直に一生懸命、話を聞いてくれる。やりやすい。」と先生方も、学校が再開になり、うれしいこと＝“いいねー”が多かったようです。しかし、中には「一週間が過ぎ、授業中の緊張感がとけて、集中が欠ける生徒もいます。」「登校時のマスクの着用忘れや朝の家庭での検温忘れなどゆるみの見られる生徒もいます。」と心配する声もありました。

石川県では、感染者数が減少し、緊急事態宣言が解除され、経済活動が少しずつ平常に戻りつつあります。しかし、他県の様子や海外の様子から、新型コロナウイルスの感染拡大の第2波のことが新聞やニュースで報道されています。学校は1か月あまり休校することになり、一日でも早い再開をめざして我慢してきました。再び、休校にならないためには、生徒も教職員も、一人ひとりが油断せずに感染防止に努めることが大切なんだと思います。効果的な治療薬がなく、早いワクチン開発も待たれる今、できることは、地道に感染予防を徹底することです。

再開して一週間、来週からは部活動も再開予定です。「油断大敵」です。

■朝の「あいさつ」で「伸びる子」

あ
い
さ
つ
あかるく
いつも
さきに
つづける

気持ちの良いあいさつのポイントです。あなたはできていますか？根中生みんなができるとうれしいなあー



5月20日（水）の分散登校から、生徒玄関で朝のあいさつをしています。マスク越しだけど、目を合わせ、軽く会釈して、「おはようございます」と返してくれる生徒が増えてきました。あいさつができる生徒、掃除ができる生徒、素直に話が聞ける生徒は伸びます。進学しても、社会に出てからもかわいがられて育ちます。根上中の生徒には、「伸びる生徒」になってほしいので「あいさつができる生徒」になってほしいと思います。

■来週からのテーマは「貯学」です。

- 4月・・・「静かなスタート」 「ピンチはチャンス」 「一生懸命」
- 休校中・・・「がんばろう根上中」
- 学校再開・・・「油断大敵」 「ソーシャル・ディスタンス」
- ◎さて次は・・・「貯学（ちょがく）」です。

今できることは一人ひとりが、学びを充実することです。授業を大切にし、家庭学習を習慣化することに、粘り強く“がんばろう根上中”です。

<保護者の皆様へ（お知らせとお願い）>

■朝の家庭での検温の徹底を！

- ・学校では、感染防止のため、登校時に玄関で検温の結果をチェックしています。

※最近、検温忘れや検温したけど保護者の方の確認（サイン・印）がないケースが目立ってきました。朝、各家庭で確実に検温を行い、微熱や風邪症状があるときは、無理に登校せず、様子や状況に応じて、医者への受診等も含めての対応をしてください。あわせて、学校への欠席連絡も忘れずに。



■水分補給のために多めに水分を持たせて！

- ・学校では、不特定多数の人が使うことから、感染防止のため、水道の蛇口から生水を飲むことや冷水器の使用は現在取りやめています。

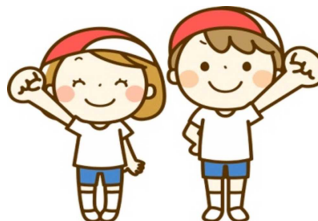
※6月に入り暑くなっていること、マスクをしていること、さらに6月8日（月）からは部活動も再開されます。熱中症予防のためにも水分を多めに持たせてください。



■体育の授業がある日はジャージ登校を！

- ・6月8日（月）から体育の授業で運動を始めます。

※本校の更衣室がせまく、3密を防ぐために、体育の授業のある日は、家庭からジャージでの登校をお願いします。なお、汗ふき用のタオルも忘れずに持たせてください。なお、体育の授業や部活動の際には、ソーシャル・ディスタンスをとり活動します。必要に応じて、体育の教員や部の顧問がマスクの着脱を指導します。



■6月の給食集金について

- ・6月の給食集金はいりません。

※以前お知らせしたように、4月、5月と給食集金を通常通り行いました。4月に3日間だけ給食の提供を行い、その後休校となったので給食の提供ができませんでした。そこで、6月については、4月・5月の集金でいただいたお金の、給食の提供ができるので、6月の集金では給食集金分は徴収しません。